

生物多様性の保全のための サプライチェーン管理： 政府による規制の効果についての考察 ～ EU 木材法

The examination of the effectiveness of government regulations
of the supply chain management for the conservation of biological diversity

～ the EU Timber Regulation

糸 井 ま り
Mari MOMII

要 旨

現在、生物多様性の保全において、企業による持続可能調達及早急に求められているが、未だに取り組みは限定的である。企業による自主的な取り組みだけでは持続可能調達はなかなか進まないのが現状であるが、取り組みの一番進んでいる分野の一つに木材がある。FSC (Forest Stewardship Council) などの森林認証製品が市場に占める割合は、欧州の一部を除いては限定的である中、欧州と米国において、政府による木材のサプライチェーン管理に対する規制が誕生し、これにより認証製品の市場も拡大することが予測されている。本研究では、2010年に誕生したEU木材法について考察し、サプライチェーンの管理における政府規制の効果について検討する。

1. はじめに

現在、生物多様性の保全において、企業による持続可能調達及早急に求められているが、未だに取り組みは限定的である。これは、環境配慮製品にしばしばプレミアムがつくことから消費者の支持を得にくいことが原因の一つとして挙げられ、市場での競争を意識する企業の自主的な取り組みだけでは、持続可能調達はなかなか進まないことを表していると言える。

そんな中、取り組みの一番進んでいる分野の一つに木材がある。生物多様性の保全において、多くの生物種に生息地を提供する森林を保全することが非常に重要であるのは言うまでもないが、世界の森林は減少・劣化の一方をたどっている。その主な理由は農地への土地転換をはじめとする開発などの影響であるが、一方で木材供給減として森林を見たときに、特に豊かな生物多様性を保有している途上国において持続可能な森林経営がなされていない地域が多く、結局は森林の劣化へとつながっている。

森林管理の問題は、違法伐採問題が国際社会で注目され始めた1998年頃から様々な取り組みが行われ、結果、日本などの先進国では民間企業の間でもある程度のトレーサビリティが確保されている。これは、違法伐採問題が根本的に多くの場合途上国のガバナンスの弱さや汚職に根付いたものであることから、消費側である先進国政府が、公共調達などにより規制を導入してきた結果である。

近年まではFSC (Forest Stewardship Council) などの森林認証製品が市場に占める割合は、欧州の一部を除いては限定的であった。民間企業には木材のサプライチェーンを管理する法的義務は、政府調達以外のところでは課されていなかったからである。こうした中、欧州と米国において、政府による木材のサプライチェーン管理に対する規制が誕生している。本研究では、2010年に誕生したEU木材法について考察し、サプライチェーンの管理における政府規制の効果について検討する。

2. EUにおける木材のサプライチェーン規制の概要

欧州連合 (EU) における木材のサプライチェーン管理の全体像であるが、EUレベルでは後述のFLEGT行動計画 (「森林の施行・ガバナンス・貿易に関するEU行動計画 (EU Forest Law Enforcement, Governance and Trade: EU FLEGT)」) が策定される2003年までは、主に各国政府の公共調達と、民間における自主的なサプライチェーン管理を通して行われてきた。公共調達方針は、オランダ (1997年)、英国 (2000年)、デンマーク (2001年) を筆頭に、現在EU加盟国27か国のうち11か国が何らかの調達方針を持っている。

FLEGT行動計画は、森林破壊の問題の複雑さを考慮に入れ、そもそも問題の根本にある途上国における法整備の欠如、ガバナンスや汚職、取り締まりなどのキャパシティ不足、貧困や土地の権利の問題という広範囲の社会的・経済的要素にも取り組もうとするシステムである。FLEGT行動計画は、以下のように問題を認識し、改善策を構築しようとしている (Commission of the European Communities, 2003)。よって、FLEGT行動計画のもとでは、EUが信頼できる合法性証明のためのシステムの構築や取締機関のキャパシティ向上において原産国を支援する。

さらに、FLEGT 行動計画の基盤となっているのが VPA (Voluntary Partnership Agreement) と呼ばれる二国間協定である。EU との間に自主的に VPA を締結した生産国は、独立モニタリングと合法性確認制度 (Legality Assurance System: LAS) に基づくライセンス制度のもと、輸出する木材が合法であることを担保する。従って EU 側は、VPA を結んだ生産国からの木材が輸入される際には、ライセンスがなければ水際で差し止めることが可能になり、主要生産国との協定が締結すれば、EU では水際の政府による違法材のスクリーニングができることになる。VPA はこれまで進捗が遅いとされ、いまだに市場に木材が出て来ていないが、プロセスは近年になって加速してきている。

合法性確認制度 Legality Assurance System: LAS

LAS には、下記の 5 つの要素が含まれる

- (1) 合法生産された木材の定義
- (2) サプライチェーン管理
- (3) 証明 (合法性定義とサプライチェーン管理に準拠しているという証明)
- (4) ライセンス発行 (誰がどのように発行したかの詳細を記す)
- (5) 第三者による独立モニタリング (LAS のすべての条件が整っていることの確認)

上記のうち、合法性定義の構築とともに難しいとされる課題が、独立モニタリング制度の構築であるが、信頼できるシステムには欠かせない要素である。このモニタリングを行う組織は外部の組織が望ましく、多くの国では NGO も参加を望んでいる。現在のところ、当座措置として EU が外部の独立監査を財政上支援し、EU と生産国政府とで設立した共同委員会にその監査組織が報告を行うという形式をとっている。しかし、誰がその組織に対して支払いをするのか、委員会、政府のどちらが先に報告内容を確認するのか、など今後の課題は多い。

VPA の進捗状況であるが、2011 年 3 月時点で EU との間に VPA が締結されたのは、4 か国である。以下の表は、各国との交渉の進捗状況をリストにしたものである。

表 1 VPA 交渉の進捗状況

| 国名 | VPA 交渉進捗状況 |
|---------|---------------|
| コンゴ共和国 | 2009 年 5 月締結 |
| ガーナ | 2009 年 11 月締結 |
| カメルーン | 2010 年 10 月締結 |
| 中央アフリカ | 2010 年 12 月締結 |
| インドネシア | 交渉中 |
| ベトナム | 交渉中 |
| マレーシア | 交渉中 |
| コンゴ DRC | 交渉中 |
| リベリア | 交渉中 |

| | |
|------|------|
| ガボン | 交渉中 |
| 中国 | 議論開始 |
| ロシア | 議論開始 |
| ブラジル | 議論開始 |

英国王立国際問題研究所のウェブサイトより筆者作成

3. 森林認証材の普及と民間企業による木材サプライチェーン管理

特に政府の公共調達方針の適用は、イギリスやオランダでは森林認証材の普及につながっている。例えば、イギリスでは公共調達において、認証材の割合が増加したという調査結果がある：2003年には全体の47%が認証材だったのが、2009年には63%になっているという（この数字は、政府が履歴を取っていないことから、納入業者側から集めたという）⁽¹⁾。ちなみに、熱帯材の供給は2003年から2009年まで常に5%前後と安定している。調査を行ったコンサルティング会社は、公共調達方針をあまり厳しく適用すると、認証材に需要が集中し、それ未満であるが持続可能とみなしてもよいような木材（認証申請中などのものを含める）を扱うことの多い中小規模のサプライヤーに不利になるとしている。

民間企業においては、木材のサプライチェーンを管理する義務はこれまでなかった。仮に違法材が市場に出回っていてもそれを規制することは不可能であったため、環境保護団体などは特に多国籍企業に対して個別に木材の調達方針を適用するように1990年代の初めごろから働きかけてきた。その結果、英国やオランダでは、政府の取組に先駆けて調達方針を立てた企業も多くあり、欧州最大のDIYチェーンであるB&Q社による木材の持続可能調達はよく知られている（表2）⁽²⁾。さらにこうした多国籍企業の努力とともに、欧州・各国両方のレベルで、木材輸入協会が行動規範、調達方針、行動計画を策定し、民間における取組をけん引してきている。

表2 B&Q社の調達方針概要

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>B&Qの木材及び紙購入方針 要旨（2010年8月版）</p> <p>“すべての木材及び紙製品が適切に管理された森林から、または、リサイクル原料からきていることを確かなものにするために”</p> <p>B&Qは、多くの木材及び木材製品を扱っている。長年にわたり、使用する木材を調達するための森林伐採が森林保全または、森林の住民などを傷つけないことを目的としてきている。今後も適切に管理された森林のみから調達するようにし、購入することで良い森林管理を促進していきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 使用・販売するすべての木材、木材を含む製品、紙製品が、信頼性のある認証材（完全なCoC認証を含む）、またはリサイクル原料から生産される ➤ すべての熱帯材がFSC認証材（完全なCoC認証を含む）、または期間を限定した上でFSC認証取得を目指しているという覚書を交わしたサプライヤーから購入する |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

➤ 認証材、再生材、その他木材製品、紙製品は適切にラベリングがされる
すべてのバージン原料は、出所となる森林がわかっており、サプライヤーが、当該森林が適切に管理され、それに関して独立した認証が行われているということに関する十分な保証を与えるものでなければならない。

B&Q 全社は、FSC 認証と PEFC 認証を取得している。

また認証へ行くまでの「段階的」な状況も鑑みるため、下記のような条件を持っている：

- FSC 認証においては、サプライチェーンに一貫した完全な CoC 認証がなければならない
- PEFC 認証で、非熱帯材に関しては、サプライチェーンに一貫した完全な CoC 認証があれば受け付ける。但し、欧州内からの材については、さらに材が欧州産であるという証明書を付加すること、またそれ以外の PEFC 材はさらに FSC 管理木材の基準に見合っているという独立機関による証明も必要。
- 再生材は、原料が再生されているということを証明するために第三者機関による検証が必要。

〈例外的措置〉

プロジェクトごとに社会的責任チームへの申請と許可が必要

認証取得に向けて取り組んでいる原料を使った製品。ただし、最終的に認証取得に向けた独立検証可能アクションプランなどを実行していること。そのためには、伐採地とサプライチェーンは、① TFT と契約 ② SmartWood SmartStep アクションプランを持ち、FSC を目指しているという契約書を持つ ③ WWF の GFTN (Global Forest and Trade Network) が適当だと判断した場合には GFTN 会員であり、かつ FSC 認証機関との契約を結んでいることを示し、独立検証可能な完全な CoC 認証を持っていることを証明する一のいずれかの場合に限る。

〈報告義務〉

木材または紙を含む製品については、以下の情報を提供すること

- 木材の認証制度
- ミックス製品の場合—最低の認証割合（例：50%、70%など）
- 分量（m³またはトン）
- 製品カテゴリ（合板、紙、製材等）
- 樹種（通称）
- 木材の原産国（伐採地）

B&Q 社ウェブサイトより筆者作成

4. EU 木材法

4.1 EU 木材法の背景

2010年に成立した「EU 木材法」(Regulation (EU) No 995/2010) は、前述の FLEGT プロセスに法的根拠を与えるために導入された法律である⁽³⁾。EU は一つの市場として考えると世界最大の木材市場である。2007年にEU全体で、236百万m³の木材製品を消費し、そのうちの60.4%は輸入が占めている。輸入の内訳は、製材が39%、丸太が36%、合板が18%である。原産地別にみるとEUが輸入する木材の65%は、北方林と温帯林からが占め、熱帯を産地とする木材は、

14%にしかすぎない。しかし、熱帯材の方が値段が高いため、費用に換算すると26%を占める⁽⁴⁾。

このEU木材法はEU加盟国27か国すべてに適用されることを考えると、2008年に米国で成立している改訂レーシー法と同じく、世界の木材市場に大きな影響を与えることが予想されている。同法は、貿易に携わる者に木材の合法性に関する「デュー・デリジェンス」と呼ばれるリスク調査の義務を課すことから、「デュー・デリジェンス法案」という名で2008年10月に欧州委員会が提案している⁽⁵⁾。その後、欧州議会による2度目の審議で2010年7月に議会を通過し、2010年10月に欧州理事会を通過している。EU木材法の発効は2010年12月2日から、実際の適用は2013年の3月3日からとなっている。

欧州議会の2度目の審議で通過したのは折衷案と呼ばれている。当初NGOの中には最も規制の厳しいライセンス制度を含む法律の誕生への期待もあったようであるが、EU木材法ではそこまでの規定は成立していない。さらに、英国ではEU木材法の導入前に、すでにより厳しい法案が存在していたが、EU木材法の誕生で取り消しとなり、NGOの中にはそれを批判する声も存在しており、EU木材法の成立までに各ステークホルダーによる様々な動きがあったことがうかがえる⁽⁶⁾。

また、EU木材法は、上記のB&Qをはじめ、家具製造会社のIKEAや総合小売業者のCarrefourなど、木材調達に積極的に取り組んできた大手民間企業の努力も反映したものである。よってすでに合法木材調達に取り組んでいる企業としては、市場における競争において、取り組みを行っていない企業に対して優位にたてる機会ととらえる向きもあるようである。以下、EU木材法の概要を見ていく。

4.2 EU木材法 概要

以下は、EU木材法の概要である：

第1条 主題

EU法が規定する義務は以下の二つ：(1) 事業者がEU市場に木材製品を導入する際の義務；(2) 木材を取引する際の事業者の義務

第2条 定義

- (a)木材及び木材製品— Annexに書かれてある木材及び木材製品。例外はあり。
- (b) 'placing on the market' (市場に並べる) —販売方法に関わらず、木材・木材製品が初めてEU市場に供給されたことを指す。支払いの有無にも関わらない。
- (c) 'operator' (オペレーター) —市場に木材・木材製品を並べた者
- (d) 'trader' (トレーダー) —商業活動において、すでに市場に並べられた木材・木材製

品を EU 市場内で、販売、または購買する者

(e) 'country of harvest' (原産国) — 木材または、木材を含む木材製品が伐採された国や地域

(f) 'legally harvested' (合法伐採された) — 生産国の適用法に従って伐採されたもの

(g) 'illegally harvested' (違法な伐採) — 伐採された国の法に違反して伐採されたもの

(h) 'applicable legislation' (適用法) — 以下の点をその範疇に入れたものとしている

- 合法的な境界内で木材を伐採する権利
- 伐採権や税金など木材への支払
- 環境・森林に関する法律
- 保有権や使用権などに関する第三者の法的権利
- 貿易や税関

第 3 条 FLEGT 及びワシントン条約の対象となっている木材製品

どちらも合法材とみなされる。

第 4 条 事業者の義務

EU 市場に違法材を導入することの禁止と、EU 市場に木材を導入する際のデュー・デリジェンスの義務

第 5 条 トレーサビリティの義務

木材製品を納品した業者と、適用する場合は納品した業者を特定することができるようにする義務（前者に関しては 5 年間記録を保管）

第 6 条 デュー・デリジェンス制度

デュー・デリジェンス制度は、以下を含む制度とする：

(1) 下記の情報を取得する手段・手続

- (木材を EU 市場に輸入する) 事業者と、樹種など木材製品に関する情報
- コンセプションを含む、原産国に関する情報
- 分量
- 納品業者に関する情報
- 木材製品を納品した相手の業者
- 適用法に準拠していることを証明する文書など

(2) リスクアセスメントの手続き

リスクアセスメントを行う場合は、(1)に加えて以下の点を考慮する：

- 適用法への準拠の保証（第三者認証などを含む）
- 特定の樹種の違法伐採の頻度
- 特定の生産国や地域における違法伐採の頻度（紛争なども含む）

- 国際機関による制裁

- サプライチェーンの複雑さ

(3) リスクアセスメントの結果、リスクが高い場合には、追加情報、関連文書、第三者証明などの、ミティゲーション手続き

デュー・デリジェンス制度のさらに細かい規則については、前述の通り欧州委員会が規則を作成することになっている。

第7条 担当省庁

各加盟国は一つ以上の担当省庁を指定することになっている。

第8条 モニタリング機関

第6条に規定されるデュー・デリジェンス制度の実施のモニタリングは、各加盟国で登録を許可された独立機関が行うことになっている。

第9条 モニタリング機関のリスト

第10条 事業者の検査

加盟国の担当省庁は、事業者が第4条と6条に規定される義務に準拠しているかどうかを確認するために検査を行うことになっている。この検査は、リスクベースに基づいて行われる。検査の結果、問題が見つかった場合、担当省庁は製品の押収や販売禁止を命ずることができる。

第11条 検査の記録

第12条 協力（第三者国の担当省庁や欧州委員会との協力）

第13条 技術支援、ガイダンスと情報交換

特に中小規模の事業者を支援するために、加盟国は技術支援やガイダンスとともに、違法伐採に関する関連情報を提供する。

第14条 付属書の改訂

第15条 委任規則

第16条 委任規則の廃止

第17条 委任規則への反対

第18条 委員会（FLEGT委員会が欧州委員会を補佐する）

第19条 罰則

各加盟国で、製品の金銭的価値だけでなく環境上の損害も考慮に入れた罰則を設けるように規定している。また、製品の押収、即刻の取引禁止についても必要措置とするように規定している。

第20条 報告

加盟国は2年ごとに欧州委員会に報告書を提出する。欧州委員会は欧州議会に2年ご

とに報告書を提出し、EU法の効果について6年ごとに見直しをする。特に中小規模の事業者の事務処理への影響について考慮する。

第21条 発効と適用

付属書には、EU木材法の適用範囲となる木材製品がリストアップされており、対象製品の範囲は今後、コンサルテーションプロセスを経て増える予定である。ただし現在のところの対象製品はすでに、無垢材、フロア材、合板、パルプ、紙など広範囲にわたる。ただし、再生材、ラタン、竹、さらに新聞や雑誌などの印刷物は対象外とされている。「再生材」については、新品でも「一度使用した」ことにし、再生材というカテゴリに入れるという抜け穴も考えられ、「この抜け穴を利用する業者もいないとは限らない」という懸念の声もある⁽⁷⁾。

4.3 デュー・デリジェンス義務

可決前には「デュー・デリジェンス法案」とも呼ばれていたEU木材法のもと、産業界に課される義務は主に次の3つである。

- ① 違法木材をEU市場に持ち込まない
- ② 最初にEU市場に木材製品を持ち込む業者はその製品が合法木材であることを確認する「デュー・デリジェンス」調査を行う
- ③ トレーサビリティーの確保のため、EU市場において木材製品を購入した業者はサプライヤーと顧客（売り手と買い手）の情報を記録しておく。

EU木材法は、まずは違法材を水際で規制し、さらにEU市場内においては、可能な限り合法性に関する調査を行う「デュー・デリジェンス」とトレーサビリティーの確保によって、結果的には民間企業は自社の木材のサプライチェーンを厳密に管理せざるを得なくなっている仕組みである。この法律は輸入製品のみならず、EUが生産国となる木材製品についても適用される。

この法律の基盤となる、デュー・デリジェンス調査はどの程度行えばよいのか。これによって規制のレベルが大きく異なり、同時に民間企業の負担も変わってくることからここがEU法が施行される際の争点となる。合法性に関する問題が多い途上国からの輸入に関しては、VPA交渉締結後に輸入するFLEGT材が市場に出てくるまでは、サプライチェーン管理の負担を考慮し、イギリスにおける公共調達に見られたように認証材に需要が集中し、認証材の市場が一気に拡大することも考えられる。ただしFLEGT材が市場に出回るようになれば、FLEGT材に対する需要も高まると予想される。

デュー・デリジェンス義務についての詳しい規定はこれから欧州委員会が作成するが（2012年7月までに作成の予定）、主要要素は以下の3つである。

- (1) 〈情報〉業者は木材製品についての情報、原産国、分量、サプライヤーの情報、原産国における法への準拠に関する情報を持っていないなければならない
- (2) 〈リスクアセスメント〉上記の情報と、EU 木材法に規定される基準と照らし合わせて、業者は自らのサプライチェーン中に違法木材製品が存在するかどうかのリスクアセスメントを行わなければならない。
- (3) 〈リスク・ミティゲーション〉上記のアセスメントの結果、サプライチェーン中に違法木材製品が存在するリスクがある場合、サプライヤーからの情報と検証（書類提出など）によってリスクを軽減する

表 3

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>EU 木材法施行までの今後の流れ</p> <p>EU 各加盟国：</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 担当省庁を指定 ➤ モニタリング機関を指定 ➤ 罰則規定を含む国内施行法を作成 <p>欧州委員会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ モニタリング機関の加盟国における登録条件についての詳細を決定（2012年3月3日まで） ➤ モニタリング機関の検査の性質と頻度を決定 ➤ （すでに決まっているもの以外の）対象製品の範囲を決定 ➤ リスク基準の詳細を決定 ➤ リスクアセスメント及びミティゲーションの方法の詳細を決定（2012年6月3日まで） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

筆者作成

4.4 業界の反応

EU 木材法の成立に関して、業界の反応は様々であるが、おおむね否定はしないものもろ手を挙げて歓迎、というわけにはいかないようである。実際、FLEGT プロセスをイギリス国際開発省（DFID）のもと支援してきた英国の木材貿易連盟（TTF: Timber Trade Federation）によれば、イギリスの木材業界の間では、EU 木材法の制定そのものについては、「面倒」であるという意識があったという⁽⁸⁾。

よって、業界の間で全く心配がないわけではない。高級家具なども扱う英総合小売大手の John Lewis 社は、小売店にとって EU 木材法は、「不確実」で「明確ではない」としている（Chatham House, 2010）。木材から紙に至るまで様々なものをサプライチェーンに抱える同社は、特に心配な点として、木材を一部に含む製品の複雑さ、サプライチェーンの複雑さ、規制ができたこ

とで木材製品を避け、他の環境負荷の高い製品が使われる可能性などを挙げている。特に、デュー・デリジェンスのシステムをすでに持っている食品業界以外の業界にとって、どうシステムを構築するのかは大きな課題だと考えているようだ。ただし、この点について John Lewis 社は、現在は限定的である木材製品の認証制度が主流になるためにはいい機会だとしている。

同時に、今後明確にしなければならない点として業界が挙げたのが、FLEGT 材の市場における位置である。もともと FLEGT に法的根拠を与えるために成立した EU 木材法であるが、デュー・デリジェンス制度を実施した結果、自力で合法性を確認することは困難なため、結局は第三者による認証制度に頼ることとなり、市場は認証材だけが占めるようになるのではないかという懸念が存在している。特に、FLEGT の VPA プロセスを別途支援してきた TTF は、プロセスの開始からすでに 10 年経っても、未だに FLEGT 材が市場にはないこと、しかもラベル付される認証材のように市場での識別が明確でないことから、事業者が認証材に集中する傾向に懸念を示している。

4.5 木材のサプライチェーン管理に対する政府規制の効果

EU 木材法の影響については、発効前であるが様々なことが予測されている。まず、全般的な影響として、EU の環境委員長は以下の三つの点を予測している (Chatham House, 2010)。

- ① 合法性は EU 市場で木材を販売する際の必要最低限の条件となること
- ② 高リスク材から低リスク材へのシフトが起り、合法性の証明された木材や認証材が優遇されるようになるであろうということ
- ③ 合法材のみが取引されるようになれば、正直に事業を行っている事業者は価格競争で他の(違法材を安く販売する)事業者に対して負けるということはなくなる

特に③の点は重要である。多くの場合、企業の CSR 調達において価格競争は最も難しい課題であり、コストの面から CSR 調達が進んでいないことは前述の通りである。歴史的にも現在は CSR 調達の代表例とも言えるスポーツ用品の製造社であるナイキ社なども、消費者や非営利団体からの批判を浴び続けた結果、それに押される形で CSR 調達を始めている。業界で最も早く 1991 年木材調達方針を導入した B&Q 社でも同様に、環境保護団体からの批判を受けての対応となっている。

つまり、企業は相対的コストが高くなってしまふ場合、何らかの外的圧力なしには CSR 調達を採用しない傾向にあるということが言えるであろう。これまではこうした外的圧力は非営利団体を中心とした市民規制と呼ばれるものであったが、今回の EU 法では政府がその役割を担ったという形である。これは、森林破壊問題への一刻も早い解決が望まれる今、必要な政策であり、まさに「正直に事業を行っている事業者」への支援となるであろう。

5. 木材サプライチェーン管理の今後の課題

5.1 合法材・持続可能材の市場の拡大

英国小売協会 (British Retail Consortium) の Catherine Pazderka 氏は、「イギリスの消費者は環境上・倫理上の配慮を積極的に支持する傾向があるため、この背景を受け EU 木材法には小売業界側からも特に反対はなかった」としている⁽⁹⁾。同氏は、イギリス消費者のこの傾向を、動物福祉や環境に配慮した食品類ですでに実証済みであるとし、この傾向が環境保護団体などのキャンペーンに影響を受けたものと指摘している。イギリス、オランダ、米国などでは伝統的に環境保護団体などの市民規制が強く、政府規制の下地を作っていたとも言えるであろう。

このように、合法材・持続可能材の市場の拡大は重要であるが、一方的に違法材を排除することではその問題の背後にある根本的な原因を解決できない。世界の森林破壊の問題は違法伐採問題だけではなく、同時に違法伐採問題はそれ自体孤立したものではなく他の要素と密接に関連している。例えば、農地や単一植林への転換などで起こる森林減少や劣化により、木材へのアクセスがより容易になり違法伐採が起こる場合もある。また、違法伐採問題や非持続可能な森林管理は、根本的にガバナンスや汚職、貧困の問題が根底にあることから、EU のようなキャパシティビルディングを組み込んだ途上国支援型の輸入規制が望ましいと思われる。

5.2 日本における規制の必要性

すでに述べたように、これまで欧米では先進的な企業が率先して持続可能な木材を購入することでサプライヤーに影響を与えてサプライチェーンの管理をけん引してきた。ところが今回の米国と EU に続き、オーストラリアでも同様の法案が成立しようとしている⁽¹⁰⁾。今後は木材のサプライチェーンの管理は、限界が認められる企業の自主努力に頼る形式ではなく、政府による規制圧力によって義務化することが主流となりそうである。よって当然、欧米、オーストラリアに続く主要輸入国として、中国と日本に期待が集まっている。

日本においては、平成 18 年 4 月 1 日からグリーン購入法により政府調達において合法性・持続可能性が証明されなければならないことになっている。今後は、グリーン購入法に基づく調達方針について、法律の対象である国や独立行政法人等から対象を広げ、民間企業による調達にも普及させていくことが求められると考えられる。

そこで、欧米の規制が厳しくなった分、違法材が規制のない日本に流れ込むことのないよう、日本においても一刻も早い木材のサプライチェーン管理に対する政府規制の導入が望まれる。英

国王立国際問題研究所の2010年の報告書によれば、英国、オランダ、フランス、米国、日本の先進5か国のうち、違法材の最大の輸入国は分量・価格ともに米国（40億米ドル）であるが、一人あたりの輸入量で見た場合、日本が最大の輸入国であるという結果が出ている（Lawson and McFaul, 2010）。さらに、輸入量あたりの違法材の割合も、日本が最高であるとしている。報告書では日本政府の違法伐採対策が調査の対象となった他の4か国に比較して遅れているとし、さらに、民間企業についてもフランスとともに遅れを取っていると指摘している。そのためもあって、インドネシアやマレーシアなどを含む輸出国からの違法材が、中国とともに日本に流れ込んでいる可能性があるという指摘している（Lawson and McFaul, 2010）。

6. おわりに

本研究では、生物多様性保全において非常に重要な役割を果たす森林が破壊され、劣化・減少し続けているという問題を、木材のサプライチェーンの管理という一つの手段によって解決するために、政府による規制の効果を検討した。2010年に新たにできたEU木材法の効果について考察した結果、コストや競争力の問題で認証材の市場が制限されていることを考えると、政府による規制には一定の効果があると結論づけた。ただしこれは、一方的な違法材の排除というよりも、原産国における様々な社会・環境上の問題の解決を支援する形で行われようとしているEUの取組についての考察である。

今後の課題としては、日本など他の木材消費国が規制を導入するか否かが一つ挙げられる。日本においては社会や環境に配慮した製品に対する消費者の意識がまだそれほど高くないこともあり、企業の中にはサプライチェーンを厳しく管理するメリットを感じていないところも多いであろう。しかし欧米で規制が導入されれば、規制のない日本へ違法な木材や持続可能でない木材が流れ込んでくる可能性は大きい。それを避けるためには、日本でも同様の規制の導入を検討することに対して、今後議論が必要となるであろう。

注

- (1) Emily Fripp 氏、Efeca、筆者聞き取り（2011年2月27日）。
- (2) <http://www.diy.com/diy/jsp/corporate/content/about/index.jsp>
- (3) “REGULATION (EU) No 995/2010 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL”. Official Journal of the European Union, L295/23
- (4) *EFI Policy Brief 5: Changing International Markets for Timber and Wood Products - Main Policy Instruments*. European Forest Institute, 2010, p. 4.

- (5) “Due Diligence” は、自らの取引する木材製品が違法材でないことを確実にするためにあらゆる方法を駆使して調査確認をする義務。
- (6) Julia Young 氏、WWF GFTN、筆者聞き取り（2011年1月28日）。ただし GFTN 自体はより厳しい規制よりもまず EU 法の適切な準拠が肝心だとしている。
- (7) Sofie Tind Nielsen 氏、ProForest、筆者聞き取り（2011年2月）。
- (8) Rachel Butler 氏、Timber Trade Federation、筆者聞き取り（2011年2月28日）。
- (9) Catherine Pazderka 氏、British Retail Consortium、筆者聞き取り（2011年2月27日）
- (10) <http://www.daff.gov.au/forestry/international/illegal-logging>

参考文献

1. Chatham House (2010), “17th Illegal Logging Update and Stakeholder Consultation” (<http://illegal-logging.info/uploads/MeetingReportNo17.pdf>)
2. Commission of the European Communities, *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT): Proposal for the EU Action Plan* (COM (2003) 251 final)
3. Poter, M. and Kramer, M., “The Competitive Advantage of Corporate Philanthropy”, *Harvard Business Review* (December 2002).
4. Lawson, S. and MacFaul, L. *Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response*. Chatham House, 2010.
5. デービッド・ボーゲル（2007）企業の社会的責任（CSR）の徹底研究。小松由紀子、村上美智子、田村勝省 訳。一灯舎
6. 財団法人 地球人間環境フォーラム（2011）木材のグリーン化普及キャンペーン実施業務報告書